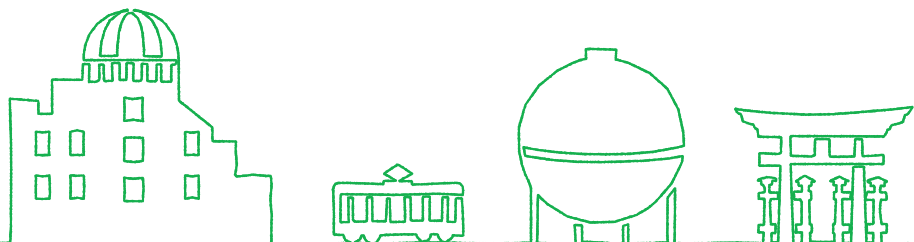


第167回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2021年6月24日（木曜日）

午前10時 [受付開始／午前9時15分]



場所

広島市中区南竹屋町1番30号

当社ガストピアセンター 6階会議場



議案

第1号議案 取締役11名選任の件

昨年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産は取り
止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第167回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5

添付書類

事業報告	12
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告	37

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。
- 会場内は座席間隔を拡げており、座席数が大幅に減少していることから、株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。

広島ガス株式会社

広島市南区皆実町二丁目7番1号

株主の皆さまへ

広島ガス株式会社
代表取締役社長 松藤 研介

第167回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、当社第167回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|---------|--|---|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時〔受付開始／午前9時15分〕 | | |
| 2. 場 所 | 広島市中区南竹屋町1番30号
当社ガストピアセンター 6階会議場
<small>（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）</small> | | |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第167期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第167期連結計算書類監査結果報告の件 | |
| | 決議事項 | 第1号議案 取締役11名選任の件 | |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hiroshima-gas.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
 - ①事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、①②③は監査役が監査報告を、②③は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。
- 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内



株主総会へご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「第167回定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時〔受付開始／午前9時15分〕



書面による議決権行使の場合

後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

3ページに記載の＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞をご参照のうえ、以下の行使期限までに議決権をご行使ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時30分まで

以 上

＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月23日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

5. 機関投資家の皆さまへ（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における現在の地位および担当	参 照 ページ
1	た　　むら　　こう　　ぞう 田　　村　　興　　造	代表取締役会長 再 任	≫ 6ページ
2	まつ　　ふじ　　けん　　すけ 松　　藤　　研　　介	代表取締役社長 社長執行役員 (エネルギー事業部 担当) 再 任	≫ 6ページ
3	たに　　むら　　たけ　　し 谷　　村　　武　　志	取締役 常務執行役員 (導管事業部長 技術研究所 担当) 再 任	≫ 7ページ
4	なか　　がわ　　とも　　ひこ 中　　川　　智　　彦	取締役 常務執行役員 (経営企画部長 秘書部、人事部 担当) 再 任	≫ 7ページ
5	お　　ばら　　けん　　たろう 小　　原　　健太郎	取締役 常務執行役員 (エネルギー事業部長) 再 任	≫ 8ページ
6	た　　むら　　かず　　のり 田　　村　　和　　典	取締役 常務執行役員 (生産事業部長 資材部、資源・海外業務部 担当) 再 任	≫ 8ページ
7	やま　　と　　ひろ　　あき 大　　和　　弘　　明	取締役 常務執行役員 (経理部長 総務部、環境・社会貢献部、IT推進部 担当) 再 任	≫ 9ページ
8	むく　　だ　　まさ　　お 棕　　田　　昌　　夫	社外取締役 再 任 社 外 独 立	≫ 9ページ
9	せ　　がわ　　ひろし 畝　　川　　寛	社外取締役 再 任 社 外 独 立	≫ 10ページ
10	いけ　　だ　　こう　　じ 池　　田　　晃　　治	社外取締役 再 任 社 外 独 立	≫ 10ページ
11	まつ　　ざか　　ひで　　たか 松　　坂　　英　　孝	社外取締役 再 任 社 外 独 立	≫ 11ページ

候補者番号

1

た む ら こ う そ う
田 村 興 造

(1951年6月22日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数
99,962株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
2002年 6月 同 原料部長
2005年 6月 同 執行役員 原料部長
2009年 6月 同 取締役 執行役員 (経営統括本部 経営企画部長
秘書部、廿日市工場、備後工場、関係会社 担当)
2010年 4月 同 代表取締役社長 社長執行役員 (エネルギー
事業部 担当)
2017年 6月 同 代表取締役会長
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

広島電鉄(株) 社外取締役
広島経済同友会 代表幹事

≫ 取締役候補者とした理由

田村興造氏は、主に企画、原料関連業務に従事し、2010年4月から2017年6月までの約7年間代表取締役社長 社長執行役員、2017年6月から代表取締役会長として取締役会議長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

まつ ふ じ け ん す け
松 藤 研 介

(1959年11月27日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数
70,196株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2007年 6月 同 秘書部長
2010年 6月 同 経営統括本部 広報環境部長
2011年 6月 同 執行役員 エネルギー事業部 家庭用エネルギー
営業部長
2013年 6月 同 取締役 執行役員 (経営統括本部 経理部長
秘書部 担当、経営統括本部 原料部 担当)
2015年 6月 同 取締役 常務執行役員 (エネルギー事業部長)
2017年 6月 同 代表取締役社長 社長執行役員 (エネルギー
事業部 担当)
(現在に至る)

≫ 取締役候補者とした理由

松藤研介氏は、主に営業関連業務に従事し、2017年6月から代表取締役に就任するとともに、業務執行の最高責任者である社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

谷村 武志

(1961年11月7日生)

再任



■ 所有する当社の株式の数
26,115株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2009年 4月 同 導管事業部 供給設備部長
2011年 6月 同 廿日市工場長
2012年 6月 同 執行役員 廿日市工場長
2015年 6月 同 取締役 執行役員 (経営統括本部 経理部長 秘書部 担当、経営統括本部 原料部 担当)
2016年 4月 同 取締役 執行役員 (経理部長 総務部、人事部、原料部 担当)
2017年 6月 同 取締役 常務執行役員 (経営企画部長 秘書部、関係会社 担当)
2019年 4月 同 取締役 常務執行役員 (導管事業部長 技術研究所 担当)
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

瀬戸内パイプライン(株) 代表取締役社長
海田バイオマスパワー(株) 代表取締役社長

≫ 取締役候補者とした理由

谷村武志氏は、主に供給、製造関連業務に従事し、2012年から執行役員として廿日市工場長、経理部長、経営企画部長を務め、現在は取締役常務執行役員として導管事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

中川 智彦

(1963年3月23日生)

再任



■ 所有する当社の株式の数
21,115株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2009年 4月 同 経営統括本部 資材部長
2013年 6月 同 執行役員 経営統括本部 原料部長
2016年 4月 同 執行役員 原料部長
2016年 6月 同 取締役 執行役員 (生産事業部長 資材部、原料部 担当)
2019年 4月 同 取締役 常務執行役員 (経営企画部長 秘書部、人事部 担当)
(現在に至る)

≫ 取締役候補者とした理由

中川智彦氏は、主に供給、原料関連業務に従事し、2013年から執行役員として原料部長、生産事業部長を務め、現在は取締役常務執行役員として経営企画部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

お ば ら け ん た ろ う
小原 健太郎

(1962年7月30日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数
47,715株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2010年 6月 同 経営統括本部 経営企画部 経営企画室長
 2011年 6月 同 経営統括本部 広報環境部長
 2013年 6月 同 取締役 執行役員 エネルギー事業部 家庭用エネルギー営業部長
 2017年 6月 同 取締役 執行役員 (エネルギー事業部長)
 2020年 4月 同 取締役 常務執行役員 (エネルギー事業部長)
 (現在に至る)

≫ 取締役候補者とした理由

小原健太郎氏は、主に営業、総務、経営企画関連業務に従事し、2013年から執行役員として家庭用エネルギー営業部長を務め、現在は取締役常務執行役員としてエネルギー事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

た む ら か ゅ の り
田村 和典

(1962年8月12日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数
23,715株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2010年 6月 同 エネルギー事業部 営業計画部長
 2014年 6月 同 執行役員 エネルギー事業部 呉支店長 兼 熊野事業所長
 2016年 4月 同 執行役員 導管事業部 供給設備部長
 2017年 6月 同 取締役 執行役員 (導管事業部長 技術研究所担当)
 2019年 4月 同 取締役 執行役員 (生産事業部長 資材部、原料部 担当)
 2020年 4月 同 取締役 常務執行役員 (生産事業部長 資材部、原料部 担当)
 2021年 4月 同 取締役 常務執行役員 (生産事業部長 資材部、資源・海外業務部 担当)
 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

MAPLE LNG TRANSPORT INC. Director/Chairman

≫ 取締役候補者とした理由

田村和典氏は、主に供給、経営企画、営業計画関連業務に従事し、2014年から執行役員として呉支店長、供給設備部長、導管事業部長を務め、現在は取締役常務執行役員として生産事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

やま と ひろ あき
大 和 弘 明

(1963年5月6日生)

再 任



■ 所有する当社の株式の数
11,673株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行) 入行
 2015年 7月 当社入社 経営企画部 企画専門職
 2016年 4月 同 執行役員 経営企画部 経営調査担当部長
 2017年 4月 同 執行役員 経理部長
 2019年 6月 同 取締役 執行役員(経理部長 総務部、IT推進部 担当)
 2021年 4月 同 取締役 常務執行役員(経理部長 総務部、環境・社会貢献部、IT推進部 担当)
 (現在に至る)

》 取締役候補者とした理由

大和弘明氏は、金融機関において金融関連業務に長く従事し、当社入社後は2016年から執行役員として経営企画部 経営調査担当部長を務め、現在は取締役常務執行役員として経理部長を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

8

むく だ まさ お
棕 田 昌 夫

(1946年11月24日生)

再 任

社 外

独 立



■ 所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年 3月 広島電鉄㈱入社
 2013年 1月 同 代表取締役社長
 (現在に至る)
 2013年 6月 当社取締役
 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

広島電鉄㈱代表取締役社長

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって8年

》 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

棕田昌夫氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

9

せ がわ ひろし
畝 川 寛

(1955年3月6日生)

再 任 社 外 独 立

■ 所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月 中国電力(株)入社
2014年 6月 同 常務取締役
2016年 6月 同 取締役 監査等委員
2020年 6月 同 顧問

(現在に至る)

2016年 6月 当社取締役
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

中国電力(株)顧問

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって5年

》社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

畝川 寛氏は、当社と同じエネルギー事業に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

10

い け だ こう じ
池 田 晃 治

(1953年9月3日生)

再 任 社 外 独 立

■ 所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 (株)広島銀行入行
2012年 6月 同 代表取締役頭取
2018年 6月 同 代表取締役会長

(現在に至る)

2020年10月 (株)ひろぎんホールディングス 代表取締役会長
(現在に至る)

2019年 6月 当社取締役
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

(株)ひろぎんホールディングス 代表取締役会長

(株)広島銀行 代表取締役会長

広島商工会議所 会頭

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって2年

》社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

池田晃治氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

11

まつ ざか ひで たか
松 坂 英 孝

(1958年2月22日生)



再 任 社 外 独 立

■ 所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月 大阪瓦斯(株)入社
2015年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
2019年 4月 同 取締役
2019年 6月 同 顧問
(現在に至る)
2020年 6月 当社取締役
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

大阪瓦斯(株)顧問

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって1年

》 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松坂英孝氏は、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 当社は、広島経済同友会に対して会費等の支払いを行っております。
当社は、瀬戸内パイプライン(株)とガスの加工について業務の委託関係にあり、また、同社に対して資金の貸付および債務保証を行っております。
当社は、海田バイオマスパワー(株)と電力販売事業について競業関係にあり、また、同社に対して債務保証を行っております。
当社は、MAPLE LNG TRANSPORT INC.に対して債務保証を行っております。
当社は、広島電鉄(株)に圧縮天然ガスの販売を行っております。
当社は、(株)広島銀行との間に銀行取引があります。
当社は、広島商工会議所に対して会費等の支払いを行っております。
2. 棕田昌夫、畝川 寛、池田晃治および松坂英孝の各氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、棕田昌夫、畝川 寛、池田晃治および松坂英孝の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社が棕田昌夫、畝川 寛、池田晃治および松坂英孝の各氏との間で締結しております責任限定契約の概要については、事業報告28ページから29ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には取締役候補者全員が当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、法令違反を被保険者が認識していながら行った行為に起因する損害賠償請求は除くなど、一定の免責事由があります。
当該保険契約の次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

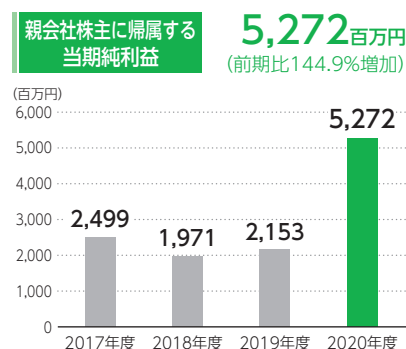
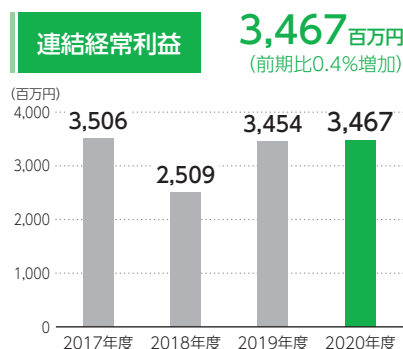
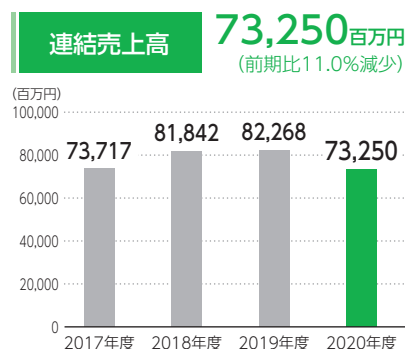
1 事業の経過および成果

当期の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなか、個人消費等に一部持ち直しの動きが見られたものの、年度を通じて厳しい状況で推移いたしました。

エネルギー業界におきましては、ガス・電力市場の小売全面自由化に伴う事業者間競争の進展に加え、2050年までに脱炭素社会の実現をめざす政府方針が示されるなど、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。

このような情勢のもと、当社グループは、地域のエネルギー事業者として、株主の皆さま、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループをめざし、懸命な努力を重ねてまいりました。

当期の連結売上高につきましては、ガス販売単価の低下や業務用および卸供給等の販売量の減少等により、前期に比べ11.0%減少の732億5千万円となりました。連結経常利益は、売上高の減少はあったものの、原油価格の下落に伴う原材料費の減少等により、前期に比べ0.4%増加の34億6千7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益の計上等により前期に比べ144.9%増加の52億7千2百万円となりました。



以下、事業別の概要についてご報告申し上げます。

1 ≫ ガス事業

当期末におけるお客さま戸数は、積極的な営業活動を展開した結果、前期末に比べ1,104戸増加の415,500戸となりました。

都市ガス販売量につきましては、前期に比べ4.4%減少の5億6,991万7千㎡となりました。

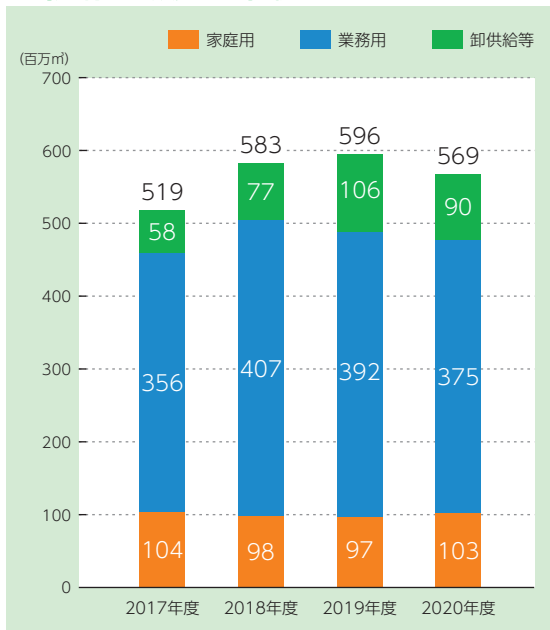
都市ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用は、水温・気温が低めに推移したこと等により、前期に比べ6.9%増加の1億397万6千㎡となりました。

業務用は、大口用販売量の減少等により、前期に比べ4.3%減少の3億7,563万9千㎡となりました。

卸供給等は、卸供給先の既存需要家へのガス販売量の減少等により、前期に比べ15.3%減少の9,030万1千㎡となりました。

以上のような都市ガス販売量の減少と、ガス販売単価の低下等により、ガス事業の売上高につきましては、前期に比べ11.0%減少の586億9千4百万円となりました。

▶ 用途別ガス販売量の推移



2 ≫ L P G事業

L P G事業につきましては、販売量の減少や販売単価の低下等により、売上高は前期に比べ4.3%減少の137億4千7百万円となりました。

3 ≫ その他

その他の事業につきましては、建設工事の減少等により、売上高は前期に比べ30.8%減少の31億1千2百万円となりました。

2 設備投資の状況

当期の設備投資総額につきましては、前期に比べ6.1%増加の71億4千7百万円となりました。

主な設備投資といたしましては、経年本支管の早期入替えを推進するとともに、幹線導管網の整備・拡充を実施しており、本支管の延長数は、当期中に25km増加し、期末の総延長数は4,338kmとなりました。

3 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、社債償還資金および設備投資資金に充当するため2020年10月に第14回無担保社債80億円を発行し、同年12月に第12回無担保社債50億円を償還したことにより、期末社債残高は260億円となりました。

長期借入金につきましては、前期末に比べ13億9千万円増加し、期末借入金残高は137億9千1百万円となりました。

4 対処すべき課題

エネルギー間競争の激化に加え、デジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、脱炭素社会の実現に向けた動きなど、当社を取り巻く事業環境は、新たな転換期を迎えております。

このような状況のもと、当社グループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という経営理念に基づき、2018年10月に策定した「広島ガスグループ2030年ビジョン」、昨年10月に策定した「広島ガスグループ このまちなかいSDGs実行宣言 ～笑顔あふれる未来へのAction～」の実現に向けて取り組んでまいります。

2021年度中期経営計画では、ガス体エネルギーの普及拡大・高度利用を推進するとともに、2050年カーボンニュートラルを見据えた新たな事業展開への挑戦と事業基盤の構築を通じて、地域社会と共に発展する企業グループをめざしてまいります。

《経営理念》 地域社会から信頼される会社をめざす

2030年ビジョンの方向性
(使命)

使命 すべてのステークホルダーの
「笑顔」と「幸せ」につながる未来を創造する

広島ガスグループ2030年ビジョン

発信

共感

期待

お客さま 株主の皆さま 地域社会
取引先 従業員

2030年ビジョンスローガン
(スローガンに込めた3つの思い)

地域社会と共に発展する
企業グループ

ビジョンスローガン
「幸せにつながる感動発信」

企業スローガン
このまち思いエネルギー。

共感して頂ける感動を
追求し発信

基本方針

2030年ビジョン基本方針

基本方針1 経営施策を通じた感動追求

- ① 経営理念に基づいた事業活動の展開
- ② 企業の社会的責任 (C S R)

基本方針2 エネルギーサービスを通じた感動追求

- ① お客さまニーズの多様化によるサービス競争への対応
- ② エネルギーサービスの追求

基本方針3 安心を通じた感動追求

- ① 地域社会の皆さまが日頃から安心して生活頂ける環境整備
- ② 提供するエネルギーやサービスに対する安心

基本方針4 人とのつながりを通じた感動追求

- ① 広島ガスグループの強みを生かした事業展開
- ② 人材育成と従業員価値の向上

広島ガスグループ このまち思い SDGs実行宣言 ～笑顔あふれる未来へのAction～



共通の目標

広島ガスグループ2030年ビジョン
あるべき姿の実現

国連が2030年までのゴールと定めた
SDGs

このまち思い SDGs実行宣言

《4つの重点項目》

- ① エネルギーの普及拡大・安定供給
- ② 地域社会への貢献
- ③ 環境保全
- ④ 働きやすい社会のために

1≫ 総合エネルギー事業の更なる普及拡大を通じた、省エネ・省CO₂への貢献とエネルギーサービス周辺事業の強化による事業拡大を図る

当社グループは、将来の脱炭素化を踏まえ、ガス体エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大を通じて、省エネ・省CO₂による低炭素化の実現に貢献するとともに、エネルギーサービス周辺事業を強化することにより、総合エネルギー事業の更なる普及拡大を図ります。

家庭用市場におきましては、環境性・省エネ性に優れたエネファームの普及促進に取り組むとともに、給湯暖房システム・暖房器等の拡販や、ご使用のガス機器に適応した家庭用料金メニューの活用を通じて、ガスによる快適な暮らしのご提案に取り組んでまいります。また、都市ガスとLPガスの協働営業による効率的な営業活動の展開や未普及地区・低普及率地区への営業強化等により、ガス販売量とお客さま件数の維持・増量に努めます。

業務用市場におきましては、環境性に優れ、電源の分散化を可能にし、エネルギーセキュリティの向上に寄与できる天然ガスの更なる普及拡大に向け、新たな業務用料金メニューの導入や省エネ・省CO₂の提案等お客さまニーズに沿った営業活動の推進により、新規物件の獲得を進めるとともに、既存物件の計画的なリニューアル営業に取り組んでまいります。また、未普及地区や供給区域外も含めた広域圏での新規需要開拓についてもグループ一体となって推進します。

当社グループの発展・基盤強化に資するインフラ整備につきましては、製造設備や供給ネットワークを計画的に整備・増強するなど、天然ガスの普及拡大および供給安定性の向上に資する取組みを中長期的な視点で推進します。

原料調達につきましては、更なる低廉・安定かつ柔軟性のある調達を推進するとともに、シンガポール事務所の活用により、新たな海外事業展開の可能性について調査・推進します。

2≫ 環境への貢献につながる事業展開と次世代エネルギーの研究を通じた、環境負荷低減に資する施策を推進する

当社グループは、コージェネレーションシステムやスマートコミュニティ等のガス体エネルギーの有効利用による低炭素化の取組みを推進するとともに、2021年4月に操業を開始した海田バイオマス発電事業等による再生可能エネルギーの普及拡大にも取り組むなど、将来の脱炭素化に向けた施策を着実に推進します。

3》デジタル技術の活用による高付加価値の創造を図ることによって、新たな価値創造と業務効率化を推進する

当社グループは、ＩｏＴ、ＡＩ技術の導入により、お客さまサービスの充実につながる高付加価値の創造を図ります。

また、ＩＣＴを活用した生産性の向上やデジタルワークスペースの整備による新しい働き方の実現、スマートデバイスを活用した業務効率化の推進、デジタル技術の活用による人材育成と技能伝承の充実強化に取り組んでまいります。

4》グループ組織力の強化につながる創造性豊かな人材の育成と活用により、グループ総合力の向上を図る

当社グループは、多様で柔軟な働き方が実現できる環境の整備や、やりがいや働きがいを持てる魅力ある職場作りに取り組むことで、お客さまの期待を上回るサービスの提供に向けた創造性豊かな人材の育成と活用に努めます。

また、グループ全体での要員管理や人材交流の推進による機動的な要員配置、コンプライアンス活動等を通じてグループ総合力の向上を図ります。

5》安心安全の更なる追求により、エネルギーセキュリティの向上を図る

当社グループは、地震や津波、近年多発する豪雨等の自然災害に加え、新型コロナウイルス等の感染症の警戒レベルに応じた社内体制を整備することにより、お客さまの安心安全の更なる向上に取り組みます。

また、広域保安体制の拡充、経年導管の取替え促進および保安周知の強化等による保安レベルの向上、災害時の早期復旧手法の検討等による災害対策の強化、導管インフラの整備等による安定供給の強化を通じた安心安全の更なる追求により、エネルギーセキュリティの向上を図ります。

6≫ 社会貢献活動の推進を通じ、地域社会と共に発展する企業グループをめざす

当社グループは、地域に根差したエネルギー事業者として、SDGsを念頭に、「ひと思い活動（次世代教育・スポーツ振興等）」、「くらし思い活動（まちづくり・芸術文化の発展および地域価値向上等）」、「環境思い活動（CO₂排出削減・省エネ・環境・地域保全活動等）」を展開し、地域の活性化・発展に貢献していくとともに、環境基本理念および環境行動指針に則った環境保全活動を推進し、地域社会と共に発展する企業グループをめざします。

7≫ グループ経営基盤の強化を図り、強靱な企業グループの構築と持続的な発展をめざす

当社グループは、グループ機能の再構築を推進するとともに、収益力および資本効率の向上に資する事業ポートフォリオの見直しや経営資源の効率的かつ効果的な活用に向けた取組みを推進することにより、グループ経営基盤の強化を図り、強靱な企業グループの構築と持続的な発展をめざします。

8≫ 地域社会からの信頼につながる経営を推進する

当社グループは、グループ経営管理やグループ全体での内部統制・コンプライアンスの更なる強化に取り組むとともに、適時・適切な情報開示への取組み等を通じて、地域社会からの信頼につながる経営を推進します。

このような事業展開を通じて、当社グループは、地域のエネルギー事業者として、株主の皆さま、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループをめざし、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	第164期 (2017年度)	第165期 (2018年度)	第166期 (2019年度)	第167期 (当期) (2020年度)
売上高	73,717百万円	81,842百万円	82,268百万円	73,250百万円
経常利益	3,506百万円	2,509百万円	3,454百万円	3,467百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,499百万円	1,971百万円	2,153百万円	5,272百万円
1株当たり当期純利益	36.80円	29.14円	31.76円	77.50円
総資産	102,656百万円	104,935百万円	107,139百万円	115,477百万円
純資産	50,960百万円	50,712百万円	52,136百万円	59,805百万円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第165期(2018年度)の期首から適用しており、第164期(2017年度)の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
広島ガスプロパン株式会社	300百万円	100.00%	L P ガスの販売
広島ガステクノ・サービス株式会社	80百万円	100.00%	ガス設備工事の施工、保安点検業務
広島ガスメイト株式会社	20百万円	100.00%	検針、ガス料金の回収管理
広島ガスライフ株式会社	15百万円	100.00%	ガスの開栓・閉栓、ガス料金の収受、 ガス関連機器の販売・修理

(注) 上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は15社であります。

7 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス事業	都市ガスの製造・供給および販売、ガス機器の販売、ガス設備工事
L P G事業	L P ガスの販売、L P ガス機器の販売、L P ガス設備工事
その他	建設事業等

8 主要な営業所および工場

(1) 当社

名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地
本社	広島市南区	可部基地	広島市安佐北区	備後工場	三原市
呉支店	呉市	熊野基地	広島県安芸郡熊野町		
尾道支店	尾道市	廿日市工場	廿日市市		

(2) 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
広島ガスプロパン株式会社	広島県安芸郡海田町	広島ガスメイト株式会社	広島市南区
広島ガステクノ・サービス株式会社	広島市南区	広島ガスライフ株式会社	広島市南区

9 従業員の状況

事 業	従業員数	前期末比増減
ガス事業	1,140名	+8名
L P G事業	394名	+2名
その他	93名	+3名
合計	1,627名	+13名

(注) 従業員数は就業人員であります。

10 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	3,697百万円
株式会社広島銀行	2,470百万円
株式会社みずほ銀行	200百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 240,000,000株

2 発行済株式の総数 68,120,955株

3 株主数 7,823名

4 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
岩谷産業株式会社	7,607千株	11.16%
明治安田生命保険相互会社	3,855千株	5.65%
株式会社広島銀行	2,840千株	4.16%
日本生命保険相互会社	2,376千株	3.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,206千株	3.23%
広島電鉄株式会社	1,860千株	2.73%
第一生命保険株式会社	1,780千株	2.61%
西部瓦斯株式会社	1,420千株	2.08%
千田興業株式会社	1,381千株	2.02%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,279千株	1.87%

(注) 1. 持株比率は、自己株式（1,578株）を控除して計算しております。

2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,430千株（持株比率3.56%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・広島銀行口）」ですが、当該株式は、信託約款の定めにより、株式会社広島銀行が議決権の指図権を留保しております）。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しました。これを受け、同年6月24日開催の定時株主総会において譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することが承認されたのち、同日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として新株式を発行することを決議し、同年7月22日に普通株式を発行したことにより、発行済株式の総数が122,365株増加しております。なお、当事業年度において取締役（社外取締役を除く）に交付した株式数および交付対象者数は以下のとおりです。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	77,291株	7名

（注）上記のほか、取締役を兼務しない執行役員8名への非金銭報酬として、譲渡制限付株式45,074株を交付しております。

III 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
田 村 興 造	代表取締役会長	広島電鉄㈱社外取締役 広島経済同友会代表幹事
松 藤 研 介	代表取締役社長 社長執行役員（エネルギー事業部 担当）	
谷 村 武 志	取締役 常務執行役員（導管事業部長 技術研究所 担当）	瀬戸内パイプライン㈱代表取締役社長 海田バイオマスパワー㈱代表取締役社長
中 川 智 彦	取締役 常務執行役員（経営企画部長 秘書部、人事部 担当）	
小 原 健太郎	取締役 常務執行役員（エネルギー事業部長）	
田 村 和 典	取締役 常務執行役員（生産事業部長 資材部、原料部 担当）	MAPLE LNG TRANSPORT INC. Director/Chairman
大 和 弘 明	取締役 執行役員（経理部長 総務部、IT推進部 担当）	
棕 田 昌 夫	取締役	広島電鉄㈱代表取締役社長
畝 川 寛	取締役	中国電力㈱顧問
池 田 晃 治	取締役	㈱ひろぎんホールディングス代表取締役会長 ㈱広島銀行代表取締役会長 広島商工会議所会頭
松 坂 英 孝	取締役	大阪瓦斯㈱顧問
高 崎 知 晃	常勤監査役	
沖 本 憲 一	常勤監査役	
酒 見 俊 夫	監査役	西部瓦斯㈱代表取締役会長
秋 田 智佳子	監査役	弁護士

- (注) 1. 当社は、広島電鉄㈱に圧縮天然ガスの販売を行っております。
2. 当社は、㈱広島銀行との間に銀行取引があります。
3. 当社は、広島商工会議所に対して会費等の支払いを行っております。
4. 2020年6月24日定時株主総会決議による新任取締役
取締役 松坂英孝
5. 2020年6月24日定時株主総会終結時の退任取締役
取締役 北前雅人
6. 2020年6月24日定時株主総会決議による新任監査役
監査役 秋田智佳子
7. 2020年6月24日定時株主総会終結時の退任監査役
監査役 武井康年
8. 取締役 棕田昌夫氏、畝川 寛氏、池田晃治氏および松坂英孝氏は、社外取締役であります。
9. 監査役 酒見俊夫氏および秋田智佳子氏は、社外監査役であります。
10. 監査役 酒見俊夫氏の重要な兼務先である西部瓦斯株式会社は、2021年4月1日付で西部ガスホールディングス株式会社へ商号変更しております。また、酒見俊夫氏は、同日付で西部瓦斯株式会社（2021年4月1日付で西部瓦斯分割準備株式会社から商号変更）の代表取締役会長に就任しております。
11. 2021年4月1日付で取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏 名	変更後の地位および担当	変更前の地位および担当
田 村 和 典	取締役 常務執行役員 （生産事業部長 資材部、資源・海外業務部担当）	取締役 常務執行役員 （生産事業部長 資材部、原料部 担当）
大 和 弘 明	取締役 常務執行役員 （経理部長 総務部、環境・社会貢献部、IT推進部 担当）	取締役 執行役員 （経理部長 総務部、IT推進部 担当）

12. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

上記取締役兼務執行役員6名を除く執行役員は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
久 保 賢 司	常務執行役員	広島ガスライフ㈱ 代表取締役社長 社長執行役員
西 亀 信 宏	常務執行役員	生産事業部 廿日市工場長
沖 田 康 孝	常務執行役員	エネルギー事業部 副事業部長、営業計画部長
脇 田 康 孝	執行役員	導管事業部 供給保安部長 兼 熊野基地マネジャー
吉 崎 直	執行役員	エネルギー事業部 産業用エネルギー営業部長
平 野 誠 宏	執行役員	エネルギー事業部 呉支店長
船 木 孝 哲	執行役員	総務部長
三 宅 英 之	執行役員	人事部長

(注) 1. 2021年3月31日、西亀信宏氏は常務執行役員を、脇田康孝氏は執行役員を退任いたしました。

2. 2021年4月1日、吉崎直氏は常務執行役員に就任いたしました。

(注) 2021年4月1日付で次の2名が執行役員に就任しております。

氏 名	地 位	担 当
判 谷 泰 典	執行役員	導管事業部 供給保安部長 兼 熊野基地マネジャー
荒 田 秀 和	執行役員	生産事業部 廿日市工場長

2 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 方針の決定方法

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、事前に報酬委員会で審議しております。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の審議を踏まえて決定されたものであり、当社の経営環境、世間水準等に照らして、各職責に見合った適正な水準であることから、当社の報酬等の決定方針に沿ったものであると判断しております。

② 方針の内容の概要

ア．基本方針

当社取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主の皆さまとの利益意識の共有の実現に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

イ．報酬体系およびその内容に係る決定の方針

取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、2020年5月開催の取締役会にて導入決議された「譲渡制限付株式報酬」によって構成されております。

取締役の報酬額の決定に際して、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される報酬委員会において、当社の経営環境、世間水準等を考慮した報酬水準・体系等の審議を行っております。

基本報酬については、報酬委員会による審議を踏まえ、2009年6月24日開催の第155回定時株主総会で承認された年額360百万円（うち社外取締役は48百万円）の範囲内で、各取締役に対して月例報酬として支給しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役は4名）であります。

譲渡制限付株式報酬については、2020年6月24日開催の第166回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式付与のための報酬を上記の報酬枠とは別枠の年額72百万円以内（ただし、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年230,000株以内）で支給することが承認されており、各対象取締役に対する具体的な報酬額については、報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会にて決定しております。当該定時株

主総会終結時点の対象取締役の員数は、7名であります。

なお、譲渡制限付株式報酬の割合については、概ね基本報酬の10%～20%の範囲内で決定しております。

社外取締役の報酬については、業務執行を担わず客観的立場から経営への監督および助言を行う役割を勘案し、固定報酬のみとしております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長である田村興造および代表取締役社長である松藤研介に対し各取締役の基本報酬額の決定について委任しております。

なお、代表取締役に委任した理由は、当社グループの経営状況を俯瞰しつつ各取締役の果たすべき役割と責任等を総合的に考慮し個人別の報酬額を決定する者として最も適していると判断したためであり、また、報酬額の決定にあたっては、報酬委員会での審議内容を踏まえることが前提となっております。

(3) 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の基本報酬につきましては、2009年6月24日開催の第155回定時株主総会で承認された年額60百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

(4) 報酬等の種類ごとの総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役	280	260	20	12
(うち社外取締役)	(28)	(28)	(-)	(5)
監査役	52	52	-	5
(うち社外監査役)	(14)	(14)	(-)	(3)

(注) 1.上記支給額には、2020年6月24日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名の報酬額を含んでおります。

2.上記支給額のほか、2006年6月27日開催の第152回定時株主総会の決議により、2006年6月27日より前に就任し、2020年6月24日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって退任した役員（監査役1名）に対し、役員退職慰労金1百万円を支給しております。

3.取締役の非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬を交付しております。譲渡制限付株式報酬の交付状況は、23ページの「Ⅱ 5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。なお、上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

3 社外役員に関する事項

(1) 取締役 棕田 昌夫

- ① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会には13回開催中11回に出席しており、事業法人の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。
- また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、指名委員会には2回全てに、報酬委員会には4回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ② 責任限定契約の内容の概要
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(2) 取締役 畝川 寛

- ① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会には13回全てに出席しており、当社と同じエネルギー事業に長年従事された豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。
- また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、指名委員会には2回全てに、報酬委員会には4回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ② 責任限定契約の内容の概要
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役 池田 晃治

- ① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会には13回全てに出席しており、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。
- また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、指名委員会には2回全てに、報酬委員会には4回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ② 責任限定契約の内容の概要
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(4) 取締役 松坂 英孝

- ① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
2020年6月24日就任後に開催された取締役会には11回全てに出席しており、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。
- また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、2020年6月24日就任後に開催された指名委員会には2回全てに、報酬委員会には2回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(5) 監査役 酒見 俊夫

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会には13回開催中11回に、監査役会には12回開催中10回に出席しており、ガス事業に長年従事された豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(6) 監査役 秋田 智佳子

① 当事業年度における主な活動状況

2020年6月24日就任後に開催された取締役会には11回全てに、監査役会には10回全てに出席しており、法律の専門家としての知識、経験に基づき、客観的な立場から適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績およびコミュニケーションの実態を評価し、監査計画における監査内容と、それに係る監査時間・要員計画、報酬見積額の相当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、託送収支計算書に関する証明業務、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を非監査業務として委託しております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 株式会社の支配に関する基本方針

1 基本方針の内容の概要

当社は、株主に関する基本的あり方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付けについても、公開買付けの実施、また同公開買付けに応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えております。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社製品およびサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となります。また、当社事業の公共性等を考慮しますと、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考えます。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、全てのステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになります。

株式の大規模買付行為の中には、その目的等からして企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまに対して当該買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このように当社株式の大規模買付行為を行う者が明らかに当社の株主全体の利益に反し、または都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切でないと判断し、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という経営理念に基づき、2018年10月に策定した「広島ガスグループ2030年ビジョン」、昨年10月に策定した「広島ガスグループ このまち思い S D G s 実行宣言 ～笑顔あふれる未来への A c t i o n～」の実現に向けて取り組んでまいります。

2021年度中期経営計画では、ガス体エネルギーの普及拡大・高度利用を推進するとともに、2050年カーボンニュートラルを見据えた新たな事業展開への挑戦と事業基盤の構築を通じて、地域社会と共に発展する企業グループをめざしてまいります。

本中期経営計画を着実に推進することにより、厳しい経営環境下においても利益を確保できる経営基盤を確立し、企業価値の更なる向上に努め、株主の皆さまへの利益還元を行っていく所存です。

株主の皆さまへの利益還元方針は以下のとおりです。

株主の皆さまへの利益還元方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、株主の皆さまに対する利益還元を重要な政策と位置付け、安定配当を継続してまいりました。今後とも、徹底した経営効率化と積極的な営業活動の展開により、安定配当を継続することを基本方針としつつ、将来を見据えた設備投資や財務状態、中長期の利益水準等を総合的に勘案し、成長に合わせた配当を実施してまいります。

配当の実施にあたりましては、安定的・継続的に配当を行う基本方針のもと、短期的な利益変動要因を除き、連結配当性向30%以上をめざすことにより株主の皆さまに還元していく所存です。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令が許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

4 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2および3の取組みは、上記1の基本方針に沿っており、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

以 上

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
固 定 資 産	81,876
有 形 固 定 資 産	62,063
製 造 設 備	14,729
供 給 設 備	32,392
業 務 設 備	4,152
そ の 他 の 設 備	7,502
建 設 仮 勘 定	3,287
無 形 固 定 資 産	468
投 資 そ の 他 の 資 産	19,343
投 資 有 価 証 券	13,881
長 期 貸 付 金	1
繰 延 税 金 資 産	808
そ の 他 投 資	4,716
貸 倒 引 当 金	△ 65
流 動 資 産	33,601
現 金 及 び 預 金	15,568
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,529
有 価 証 券	10
商 品 及 び 製 品	877
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,837
そ の 他 流 動 資 産	7,795
貸 倒 引 当 金	△ 17
資 産 合 計	115,477

負 債 の 部	
固 定 負 債	36,787
社 債	21,000
長 期 借 入 金	12,884
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	333
ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	401
保 安 対 策 引 当 金	561
器 具 保 証 引 当 金	288
退 職 給 付 に 係 る 負 債	866
資 産 除 去 債 務	119
そ の 他 固 定 負 債	332
流 動 負 債	18,884
1年以内に期限到来の固定負債	5,947
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,357
未 払 法 人 税 等	1,966
資 産 除 去 債 務	37
そ の 他 流 動 負 債	5,574
負 債 合 計	55,671
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	54,139
資 本 金	5,203
資 本 剰 余 金	1,171
利 益 剰 余 金	47,765
自 己 株 式	△ 0
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,629
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,931
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,079
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 95
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 286
非 支 配 株 主 持 分	3,035
純 資 産 合 計	59,805
負 債 純 資 産 合 計	115,477

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用	
売上原価	44,997
(売上総利益)	(28,252)
供給販売費	19,626
一般管理費	5,332
(営業利益)	(3,293)
営業外費用	348
支払利息	177
持分法による投資損失	78
社債発行費償却	45
雑支出	48
(経常利益)	(3,467)
特別損失	98
減損損失	98
(税金等調整前当期純利益)	(7,769)
法人税、住民税及び事業税	2,256
法人税等調整額	51
(当期純利益)	(5,461)
非支配株主に帰属する当期純利益	188
親会社株主に帰属する当期純利益	5,272
合 計	78,173

収益	
売上高	73,250
営業外収益	523
受取利息	1
受取配当金	175
C N G 販売収益	103
雑収入	242
特別利益	4,400
受取補償金	4,400
合 計	78,173

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			
固 定 資 産			70,544
有 形 固 定 資 産			52,326
製 造 設 備			14,062
供 給 設 備			29,843
業 務 設 備			4,393
附 帯 事 業 設 備			911
建 設 仮 勘 定			3,115
無 形 固 定 資 産			377
投 資 そ の 他 の 資 産			17,840
投 資 有 価 証 券			5,356
関 係 会 社 投 資 金			6,880
関 係 会 社 長 期 貸 付 金			1,996
長 期 前 払 費 用			3,528
繰 延 税 金 資 産			47
そ の 他 投 資 金			57
貸 倒 引 当 金			△ 25
流 動 資 産			24,863
現 金 及 び 預 金			9,707
受 取 手 形 金			30
売 掛 金			3,487
関 係 会 社 売 掛 金			532
未 収 入 金			4,416
製 品			27
原 料			3,311
貯 蔵 品			430
前 払 費 用			36
関 係 会 社 短 期 債 権			705
そ の 他 流 動 資 産			2,210
貸 倒 引 当 金			△ 31
資 産 合 計			95,408

負 債 の 部	
固 定 負 債	35,685
社 債	21,000
長 期 借 入 金	12,642
退 職 給 付 引 当 金	476
ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	401
保 安 対 策 引 当 金	561
器 具 保 証 引 当 金	288
そ の 他 固 定 負 債	315
流 動 負 債	18,570
1年以内に期限到来の固定負債	5,698
買 掛 金	2,950
未 払 金	1,308
未 払 費 用	1,769
未 払 法 人 税 等	1,712
前 受 金	297
預 り 金	155
関 係 会 社 短 期 債 務	4,584
資 産 除 外 債 務	29
そ の 他 流 動 負 債	65
負 債 合 計	54,256
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	38,507
資 本 金	5,203
資 本 剰 余 金	1,163
資 本 準 備 金	893
そ の 他 資 本 剰 余 金	269
利 益 剰 余 金	32,140
利 益 準 備 金	729
そ の 他 利 益 剰 余 金	31,411
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	9
別 途 積 立 金	12,010
繰 越 利 益 剰 余 金	19,391
自 己 株 式	△ 0
評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,644
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,575
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,069
純 資 産 合 計	41,152
負 債 純 資 産 合 計	95,408

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用	
売上原価	29,179
期首たな卸高	34
当期製品製造原価	29,742
当期製品自家使用高	569
期末たな卸高	27
(売上総利益)	(19,320)
供給販売費	14,895
一般管理費	3,968
(事業利益)	(456)
営業雑費用	4,560
受注工事費用	1,373
その他営業雑費用	3,187
附帯事業費用	2,207
(営業利益)	(906)
営業外費用	230
支払利息	75
社債利息	88
株式交付費償却	0
社債発行費償却	45
雑支出	21
(経常利益)	(2,326)
特別損失	91
減損損失	91
(税引前当期純利益)	(6,634)
法人税等	1,811
法人税等調整額	71
当期純利益	4,752
合計	61,768

収益	
ガス事業売上高	48,500
ガス売上	48,500
営業雑収益	4,673
受注工事収益	1,246
その他営業雑収益	3,426
附帯事業収益	2,543
営業外収益	1,650
受取利息	24
受取配当金	151
関係会社受取配当金	760
受取賃貸料	181
雑収入	532
特別利益	4,400
受取補償金	4,400
合計	61,768

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

広島ガス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大江 友樹 ㊞

公認会計士 森島 拓也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島ガス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大江 友樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森島 拓也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島ガス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第167期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

広島ガス株式会社 監査役会
常勤監査役 高 崎 知 晃 ㊟
常勤監査役 沖 本 憲 一 ㊟
社外監査役 酒 見 俊 夫 ㊟
社外監査役 秋田智佳子 ㊟

以 上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時〔受付開始／午前9時15分〕

場所

広島市中区南竹屋町1番30号
当社ガストピアセンター 6階会議場

※ 本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ 会場内は座席間隔を拡げており、座席数が大幅に減少していることから、株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。



交通のご案内



広電バス

- ▶ 7号線〈紙屋町～仁保車庫・向洋新町〉
「昭和町」下車 徒歩1分
- ▶ 10号線〈己斐（西広島）～大学病院・旭町〉
「竹屋町」下車 徒歩3分
- ▶ 12号線〈東浄小学校～仁保沖町〉
「南竹屋町」下車 徒歩1分



広島バス

- ▶ 23号線〈横川駅～大学病院〉
「竹屋町」下車 徒歩3分
- ▶ 26号線〈広島駅～旭町～広島駅〉
「竹屋町」下車 徒歩3分



広電路面電車

- ▶ 5号線〈広島駅～比治山下～広島港〉
「南区役所前」下車 徒歩7分

お願い

お車でのご来場はご遠慮願います。



このまち 思い エネルギー。

広島ガス

広島市南区皆実町二丁目7番1号
<https://www.hiroshima-gas.co.jp/>

